

報道機関各位

**農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します**

「農業委員会等に関する法律」の改正により、改選期を迎える平成 30 年 4 月から新たな方法による農業委員と新設する農地利用最適化推進委員を選出するため、各委員の募集を開始します。

**農業委員**

農地の権利移動や転用に係る許認可業務および農地利用の最適化の推進に係る業務を行う。

- (1) 募集人員 14 人
- (2) 対象 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方
- (3) 任期 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（3 年）
- (4) 応募方法 地区、農業者が組織する団体および個人からの推薦、自らの応募

**農地利用最適化推進委員**

農業の担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導および監視業務等を行う。

- (1) 募集人員 8 人

※次の区域ごとに募集。青年又は女性の農業委員の選出状況により地区間で人員を調整する。

地区名	その地区の区域	定数
北部地区	沢区、大出区、八乙女区、下古田区	2 人以内
中部地区	上古田区、中原区、松島区	2 人以内
南部地区	富田区、中曽根区、木下区	3 人以内
東部地区	三日町区、福与区、長岡区、南小河内区、北小河内区	2 人以内

- (2) 対象 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方
- (3) 任期 委嘱の日（平成 30 年 4 月上旬の予定）から平成 33 年 3 月 31 日まで
- (4) 身分 箕輪町の特別職の非常勤職員
- (5) 応募方法 地区からの推薦、自らの応募

**農業委員・農地利用最適化推進委員共通**

- (1) 報酬 月額 25,000 円 ※ただし、会長および会長職務代理委員は別に規定あり
- (2) 応募様式 所定の様式あり。応募先へ郵送または持参により提出。
- (3) 募集期間 平成 29 年 11 月 9 日（木）から 12 月 8 日（金）まで  
※ただし、郵送により提出する場合は募集期限日までの消印を有効とする。
- (4) 応募先 産業振興課農業振興係・農業委員会事務局（役場庁舎 1 階・15 番窓口）

添付資料  有  無

～箕輪町はセーフコミュニティを  
推進しています～

産業振興課 農業振興係  
(課長)三井 清一 (担当)市川 廣幸  
農業委員会事務局  
(事務局長)三井 清一 (担当)唐澤 久美子  
電話：0265-79-3111 (内線) 167  
FAX：0265-79-0230  
E-mail：sangyou@town.minowa.lg.jp (産業振興課)  
nougyou@town.minowa.lg.jp (農業委員会事務局)

## 箕輪町農業委員会の委員募集要項

1 募集人員 14人

2 任期

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 身分

箕輪町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

5 委員報酬

月額25,000円（ただし、会長及び会長職務代理委員は別に規定あり）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者

(1) 町内に住所を有する者。ただし、町内に住所を有しないものの地区の農業事情に詳しい場合はこの限りでない。

(2) 他の法律で兼職が禁じられていない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦人の範囲

地域営農組合の組合長、住所もしくは耕作地を有する区の区長及び地区内に住所を有する農業者2人以上、農業者が組織する団体の代表者、町内に住所を有する者3人以上

8 推薦及び応募に係る手続等

既定の様式に必要事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、郵送又は持参により箕輪町役場産業振興課まで提出する。なお、提出のあった書類は一切返却しない。

(1) 推薦及び応募様式

- ・地区から推薦する場合 (様式第1号)
- ・農業者が組織する団体から推薦する場合 (様式第2号)
- ・個人から推薦する場合 (様式第3号)
- ・本人が応募する場合 (様式第4号)

(2) 推薦及び応募様式の入手方法

- ・箕輪町役場産業振興課窓口で受け取る

・箕輪町公式ホームページからダウンロードする

(3) 添付書類

推薦を受ける者の本籍地が記載された住民票の写し（発行後3か月以内のもの）

9 推薦及び応募の受付期間

平成29年11月9日（木）から12月8日（金）まで

ただし、郵送により届出をする場合は、募集期限日までの消印を有効とする。

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒399-4695

箕輪町大字中箕輪10298番地 箕輪町役場産業振興課農業振興係（15番窓口）

電話0265-79-3111（代表） 内線167

11 選考方法

提出された書類をもとに選考します。（書面による選考のほか、候補者として推薦を受けた者、応募者及び推薦人から意見を聴く場合があります。）

12 受付期間の中間及び期間終了後に箕輪町公式ホームページ、箕輪町掲示場等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

(1) 推薦人が個人、地域営農組合長、区長の場合は、氏名、職業、生年月日及び性別

(2) 推薦人が団体の場合は、名称、目的、代表者名、構成員数及び構成員の資格等

(3) 推薦を受ける者又は応募者の氏名、職業、生年月日、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 推薦を受ける者又は応募者が認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 推薦人が推薦を受ける者を農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

(7) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数

(8) 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

## 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

### 1 募集人員 8人

※次の担当区域ごとに募集。ただし、青年または女性の農業委員の選出状況により地区間で人員を調整する。

地区名	その地区の区域	定数
北部地区	沢区、大出区、八乙女区、下古田区	2人以内
中部地区	上古田区、中原区、松島区	2人以内
南部地区	富田区、中曾根区、木下区	3人以内
東部地区	三日町区、福与区、長岡区、南小河内区、北小河内区	2人以内

### 2 任期

農業委員会が委嘱した日（平成30年4月上旬の予定）から平成33年3月31日まで

### 3 身分

箕輪町の特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

農業の担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

### 5 委員報酬

月額25,000円

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 町内に住所を有する者。ただし、町内に住所を有しないものの地区の農業事情に詳しい場合はこの限りでない。
- (2) 他の法律で兼職が禁じられていない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 7 推薦人の範囲

地域営農組合の組合長、住所もしくは耕作地を有する区の区長及び地区内に住所を有する農業者2人以上

### 8 推薦及び応募に係る手続等

既定の様式に必要事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、郵送又は持参により箕輪町役場産業振興課まで提出する。なお、提出のあった書類は一切返却しない。

(1) 推薦及び応募様式

・地区から推薦する場合 (様式第1号)

・本人が応募する場合 (様式第2号)

(2) 推薦及び応募様式の入手方法

・箕輪町役場産業振興課窓口で受け取る

・箕輪町公式ホームページからダウンロードする

(3) 添付書類

推薦を受ける者の本籍地が記載された住民票の写し (発行後3か月以内のもの)

9 推薦及び応募の受付期間

平成29年11月9日 (木) から12月8日 (金) まで

ただし、郵送により届出をする場合は、募集期限日までの消印を有効とする。

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒399-4695

箕輪町大字中箕輪10298番地 箕輪町農業委員会事務局 (箕輪町役場15番窓口)

電話0265-79-3111 (代表) 内線167

11 選考方法

提出された書類をもとに選考します。(書面による選考のほか、候補者として推薦を受けた者、応募者及び推薦人から意見を聴く場合があります。)

12 受付期間の中間及び期間終了後に箕輪町公式ホームページ、箕輪町掲示場等で提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

(1) 推薦人が地域営農組合長又は区長の場合は、氏名、職業、生年月日及び性別

(2) 推薦を受ける者又は応募者の氏名、職業、生年月日、性別、経歴及び農業経営の状況

(3) 推薦又は応募の理由

(4) 推薦人が推薦を受ける者を農業委員会の委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が農業委員会の委員に応募しているか否かの別